

日本神経放射線学会倫理委員会規則

【設置】

第1条 日本神経放射線学会に倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。

【目的】

第2条 日本神経放射線学会定款第3条に定める目的遂行のため必要な事項について審議し、日本神経放射線学会の活動や運営、会員の行う研究や活動に倫理上の指針を与えることを目的とする。

【業務】

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

- (1) 委員会規則並びに倫理綱領、倫理規程の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上の提言
- (3) 理事会からの諮問に基づく倫理綱領、倫理規程に関する案件への答申
- (4) 個人情報保護に関すること
- (5) その他、委員会が必要と認める業務

【組織】

第4条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- (2) 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から委員長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- (3) 委員は5名以上とし、ダイバーシティを考慮して構成する。
- (4) 委員会は必要に応じ、法曹、生命倫理その他の有識者、研究対象者を含む一般の立場からの意見を求めることができる。

【任期】

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 前項の委員に欠員が生じた時は、必要に応じて補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【委員長】

第6条 委員長は会議を招集する。

- (2) 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- (3) 委員長は、副委員長を指名する。
- (4) 委員長に事由があるときは、副委員長がその職務を行う。

【定足数等】

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

- (2) 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

(3) 全員の合意が得られないときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって決し、少数意見を付記する。

(4) 電子メール会議、web会議においても、委員の過半数の参加をもって成立する。

(5) 電子メール会議、web会議においても審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。全員の合意が得られないときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって決し、少数意見を付記する。

(6) 委員は欠席に際し、委員長への委任状をもって出席数に充当できる。

【委員会】

第8条 委員会は、理事会の附託によって、必要の都度、委員長が招集開催し、案件を附託された日から換算して90日以内に審議しなければならない。

【審議結果】

第9条 委員長は、審議終了後、速やかにその審査結果を文書にて、理事会に報告しなければならない。

【公開】

第10条 委員構成及び議事の内容は、原則として公開するものとする。

(2) 非公開とする場合は、その理由を公開する。

【守秘義務】

第11条 委員は、委員会で知り得た審査に係る情報について業務に従事しなくなった後も含め秘密を厳守しなければならない。

【庶務】

第12条 委員会の庶務は、必要に応じ学会が負担し、学会事務局がそれを補佐する。

【改廃手続】

第13条 委員会規則を改正するときは、委員会で審議のうえ、理事会の承認を要する。

附則

日本神経放射線学会倫理委員会規則は、令和5年10月1日から施行する。